現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成２０年３月　五　島　市

１　取組方針の策定の目的

今日において、地方公共団体の現業職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一又は類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの指摘や批判が多くなされているところであります。その指摘を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくであろうことを踏まえ、いま一度現業職員の給与等について総合的な点検を実施し、適正な給与制度の確立と運用をすることが必要であると考え、具体的な取組内容を含む方針を策定することといたしました。

２　現状

（１）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ（平成19年4月1日現在）

区分		公務員					民間			参考
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ﾍﾞｰｽ）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
現業職員全体		46.1歳	45人	325,050円	355,855円	345,932円	－	－	－	－
	清掃職員	54.4歳	＊人	355,410円	376,410円	376,410円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.3
	調理員	47.6歳	5人	342,828円	370,849円	358,748円	調理士	41.9歳	211,700円	1.8
	運転手	40.1歳	＊人	272,250円	322,958円	306,550円	自家用乗用自動車運転手	56.6歳	217,600円	1.5
	用務員	47.9歳	26人	340,089円	365,502円	357,912円	用務員	53.9歳	227,200円	1.6
	その他	41.4歳	11人	288,262円	330,348円	316,180円	－	－	－	－

区分		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C/D
現業職員全体		－	－	－
	清掃職員	6,376,650円	4,192,600円	1.5
	調理員	6,106,118円	2,866,600円	2.1
	運転手	5,144,607円	3,284,400円	1.6
	用務員	6,043,143円	3,284,300円	1.8
	その他	－	－	－

※五島市のデータについては、対象人数が5人未満であり、個人が特定されるため、個人情報保護の観点から職員数については、「＊」としている。

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※「民間データ」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（平成16年～18年の3カ年平均）

※現業職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（２）年齢別職員数

区分		24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～	計
現業職員全体		2人	1人	2人	5人	6人	6人	10人	4人	6人	0人	42人
	清掃職員											＊人
	調理員					2人		2人	1人			5人
	運転手											＊人
	用務員			2人	3人	1人	6人	7人	3人	4人		26人
	その他	2人	1人		2人	3人		1人		2人		11人

※職員数は、全体で45名であるが、清掃職員、運転手については、5名未満であるため、個人情報保護の観点から「＊」としている。

（３）その他給与に関する事項

①　給料表

現業職給料表（国家公務員の行政職給料表（一）と行政職給料表（二）を合成したもの３級制）を適用。

②　現業職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	手当の額	手当の支給を受ける者の範囲
高所勤務手当	日額２７０円	地上5メートル以上の箇所において作業に従事する職員
離島勤務手当	月額23,000円	離島に所在する出張、診療所、小中学校及び保育所に勤務する職員

※　離島勤務手当　　離島（久賀島、椛島、黄島、嵯峨島）に勤務して3年を経過する者、通勤する者については、月額3,000円

③　昇給基準

毎年4月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給。

３　基本的な考え方

現業職員については、平成18年8月策定の定員適正化計画に基づき、退職者不補充としており、平成18年度以降新規採用は実施していない。

給与については、民間の類似職種との均衡に留意し、より適正な運用に取り組んでいく。

４　具体的な取組内容

①　給料表に関する事項

・給与構造見直し（H20.1.1）により、給料水準を平均3.43%引き下げ

・給料表については、今後、長崎県及び県内の他の自治体の動向を調査し、見直しを検討する。

②　手当に関する事項

特殊勤務手当については、現業職員のみに適用している手当ではない。

③　昇給のあり方に関する事項

・55歳昇給抑制措置を実施

・枠外昇給の廃止（平成20年1月1日から）

④　民間委託等

・平成17年度：濱窄保育所休園、戸岐小廃校

・平成18年度：特別養護老人ホーム只狩荘、養護老人ホームたちばな荘の民間委譲
七岳保育所の中川保育所への統合、富江温泉センター、岐宿温泉センターの指定管理、船廻小を奈留小へ統合

・平成19年度：三井楽プールの指定管理
・平成20年度：嵯峨島保育所へき地保育所化
・平成21年度：みいらく保育所休園、大宝保育所の中川保育所への統合

５　その他

①　学校校務員の退職者分については、職員を不補充とし、嘱託職員を補充している。

②　公立保育所（調理員職場）をへき地保育所化することで調理員を削減する。